

件名	職員団体のための職員の行為の制限の特例に関する条例及び一般職の任期付研究員の採用等に関する条例の一部を改正する条例
主管課	人事課
根拠法令等	職員団体のための職員の行為の制限の特例に関する条例(昭和41年条例第41号) 一般職の任期付研究員の採用等に関する条例(平成13年条例第46号)
<p><b>【改正の概要】</b></p> <p>超勤代休時間制度の導入に伴い、「職員団体のための職員の行為の制限の特例に関する条例」及び「一般職の任期付研究員の採用等に関する条例」について次の改正を行う。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 職員団体のための職員の行為の制限の特例に関する条例 職員団体のためにその業務を行い、又は活動することができる場合に、超勤代休時間を追加</li> <li>2 一般職の任期付研究員の採用等に関する条例 任期付研究員が裁量による勤務を行う場合は、超過勤務が発生しないことから、超勤代休時間の適用を除外</li> </ol>	
施行日	公布の日
<p><b>【その他参考事項】</b></p>	